

プレスリリース

令和7年10月2日

九州検査部管内にて不正改造車を排除する特別街頭検査を実施

ー 不正改造車2台に対し佐賀運輸支局より整備命令書を交付 ー

自動車技術総合機構九州検査部佐賀事務所は、九州運輸局佐賀運輸支局及び佐賀県警察と連携し、不正改造車を排除するため、深夜の特別街頭検査を実施しました。

その結果、計2台の車両を検査し、騒音基準を満たさないマフラーの取付け、後部反射器の取り外しの不正改造があった計2台に対し、道路運送車両法に基づき佐賀運輸支局より整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施場所及び日時 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈1710番地11
(道の駅吉野ヶ里さざんか千坊館)
令和7年9月26日(金) 22:00 ~ 24:00

◎検査車両台数 二輪車 2台

◎うち、整備命令書交付台数 2台

◎主な不正改造内容 騒音基準を満たさないマフラーの取付け
後部反射器の取り外し



お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441 (代表)

FAX 03-5363-3347